

行田市都市計画審議会 会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議会場の広さ等を考慮し、議長が定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議運営の秩序維持のため、受付において傍聴人名簿（様式第1号）に自己の住所及び氏名を記入し、職員の指示により傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴人は、会議開催予定時刻の15分前から先着順で受け付ける。ただし、傍聴人名簿記入者が、第2条で定める定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席にはいることができない。

- 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 拡声機、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している者
- 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- 会議の妨害となる器物等を携帯している者
- 酒気を帯びていると認められる者
- テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者
- その他議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。

私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。

飲食及び喫煙をしないこと。

みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の許可)

第6条 傍聴人は、会議の様子を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

(秩序の維持)

第8条 議長は、傍聴人がこの要領の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、その者を退場させなければならない。

(傍聴人の意見等)

第9条 傍聴人が感想又は意見がある場合は、感想等記入用紙(様式第2号)に氏名、感想等を記入したうえで、提出することができ、感想等記入用紙は公開を原則とする。ただし、会議内容に関係のないことや個人に対する中傷、その他示威的内容等を記入、提出、公開することはできない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年7月6日から施行する。

様式第1号

傍聴人名簿

平成 年 月 日 ()

会議名

住 所	氏 名

※ 本名簿に記入いただいた事項は、会議運営の秩序維持のための記録以外の目的で使用することはありません。

感想等記入用紙

平成 年 月 日 ()

会議名

氏名	
【感想等】	

注意事項

- 1 氏名、感想や意見等をご記入ください。
- 2 記入された内容は、原則として公開（会議録やホームページ等に掲載）するとともに、今後の会議の参考資料とします。
- 3 会議内容に関係のないことや個人に対する中傷、その他示威的内容等は記入しないでください。